

函館市児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月22日

函館市長 大 泉 潤

#### 函館市規則第26号

函館市児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

函館市児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則（平成31年函館市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式注中第4項を削り、第5項を第4項とする。

別記第2号様式注中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。